

令和3年5月6日

衆議院議員各位

庶務部議員課

令和3年度 政策担当秘書選考採用審査認定に関するお知らせ

政策担当秘書は、政策担当秘書資格試験の合格者又は政策担当秘書選考採用審査認定を受けた者の中から採用する必要があります。

今回は、このうち、令和3年度の政策担当秘書選考採用審査認定の実施（後述の①～④）についてご案内いたします。

なお、例年8月から9月にかけて実施しております「政策担当秘書研修」（後述の⑤）につきましても、今後日程を調整し、改めてご案内をいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、日程変更等がなされる場合があります。

【選考採用審査認定とは】

この制度は、議員が政策担当秘書として採用したい者1名を選考採用審査認定委員会に申請し、その審査を経て、政策担当秘書として採用するにふさわしいとの認定を受けるものです。

審査対象となる者（国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第19条第1号～第5号該当者）の要件は以下のとおりです。

- ① 司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用I種試験若しくは外務公務員採用I種試験又は選考採用審査認定委員会が定める試験^(注1)に合格していること（第1号）
- ② 税理士、司法書士、審査認定委員会が定める資格^(注2)の業務に従事した期間（5年以上）と当該業務の補助の業務等に従事した期間とを合算した期間が10年以上であること（第2号）
- ③ 博士の学位^(注3)を授与されていること（第3号）
- ④ 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して10年以上であり、かつ、専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等があること（第4号）
- ⑤ 公設の議員秘書等として一定の在職期間を有し、かつ、各議院の事務局が実施する政策担当秘書研修を受講し、その修了証書の交付を受けていること（第5号）

（注1）医師国家試験、歯科医師国家試験、国家公務員採用総合職試験等。

（注2）現時点においては、定めた資格はありません。

（注3）法科大学院修了者に授与される「法務博士（専門職）」の学位は「博士の学位」には含まれません。

これらの要件は申請日現在で具備している（著書等は既に出版されて広く一般に流通している）ことが必要です。

なお、採用開始日において65歳以上の方（①～④は昭和31年7月29日以前生まれの方）及び以下に該当する方は選考採用審査認定を受けることはできません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

また、不正の手段により認定を受けたことが発覚したときは、認定が取り消されます。

1. 選考採用審査認定委員会への申請

審査対象者の要件に応じて申請に必要な書類をお渡ししますので、申請を希望される方は、庶務部議員課 政策秘書試験係（第一議員会館地下1階、内線68106）までお越しください。

〔申請書類〕

- | |
|--|
| <p>① 政策担当秘書選考採用審査認定申請書（別記様式第1による。）</p> <p>② 上記に掲げる要件を証明するもの（別記様式第2による。）
（合格証書や学位記等の写しを添付する場合は、申請書類提出の際に照合するので、窓口で原本を提示すること。）</p> <p>③ 履歴書（所定の用紙による。）</p> <p>④ 住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもので、本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの。）</p> |
|--|

申請受付期間・・・5月6日（木）～6月4日（金）17:00

期間外の申請はいかなる理由があっても受付できません。

申請受付場所・・・衆議院事務局 庶務部議員課 政策秘書試験係

（衆議院第一議員会館地下1階、内線68106）

※郵送による申請をご希望の場合は事前にご相談ください。

2. 審査方法

書類審査及び口述審査を行います。

（口述審査の時間・場所等は書類審査終了後に通知します。）

7月20日（火）又は7月21日（水）・・・口述審査（審査認定委員会が指定する日）

3. 審査結果の通知

申請議員及び審査対象者宛に通知します。

7月28日（水）……………審査結果の通知、採用の開始

4. 採用

選考採用審査により認定を受けた者は、選考採用審査認定委員会から認定証書を交付されるとともに、国会議員政策担当秘書選考採用審査認定者登録簿に登録され、その中から議員が採用します。採用は、「3.」の審査結果の通知日から行うことができます。

～*

※ 政策担当秘書を、資格試験の合格者の中から採用を検討される場合は、履歴書等の資料がございますので、議員課までお問い合わせください。

なお、令和3年度資格試験については現在受験案内を配布中です（申込締切は5月14日（金）です〔消印有効〕）。9月10日（金）の合格発表後、合格者登録簿の写しを配付いたします。

ご不明の点は以下へお問い合わせください。

〒100-0014 千代田区永田町1-7-1 衆議院事務局 庶務部議員課
政策秘書試験係（衆議院第一議員会館地下1階、内線68106）